

# グループホームおおたの郷 運営規程

## 第1条 事業の目的

- 1 有限会社 福祉総合ケアハウスが開設するグループホームおおたの郷（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防」という。）の事業（以下「事業」という。）は、要介護者及び要支援2者であって認知症の状態にある者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防を提供することを目的とする。

## 第2条 基本方針

- 1 事業所の介護従業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防の提供に当たり、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとする。

## 第3条 運営方針

- 1 当該事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の1人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 5 提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

## 第4条 事業所の名称及び所在地

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - (1) 名称 グループホームおおたの郷
  - (2) 所在地 大分県杵築市大田石丸1392番地

## 第5条 従業者の職種、員数及び職務内容

- 1 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 管理者兼計画作成担当者2名（1名介護支援専門員兼務、1名介護職兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防計画の作成を担当する。

- (2) 看護師 1 名 (管理者兼務)  
看護師は健康把握を行うことにより、利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、医療機関との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 17 名  
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防を提供するにあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

## 第 6 条 従業者の服務規程

- 1 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。
  - (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心がける。

## 第 7 条 営業日及び営業時間

- 1 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
  - (1) 営業日年中無休とする
  - (2) 営業時間 24 時間

## 第 8 条 利用定員

- 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防の利用定員は、18 人(1ユニットにつき9名)とする。

## 第 9 条 通常の事業の実施地域

- 1 通常の事業の実施地域は、杵築市全域とする。

## 第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防の内容

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 日常生活上の援助  
日常生活動作に応じて、必要な介助を行う。
  - (2) 健康チェック  
血圧測定等、利用者の全身状態の把握
  - (3) 機能訓練  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた支援を行う。
  - (4) 食事支援
    - ① 食事の準備、後片付け
    - ② 食事摂取の介助
    - ③ その他必要な食事の介助

(5) 入浴支援

- ① 入浴または清拭 ② 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ③ その他の必要な介助

(6) 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

**第11条 利用料その他の費用の額**

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
- 2 事業者は、共同生活介護の提供に当たり介護保険の給付に関わる部分と、別に日常生活において通常必要な費用は利用者が負担するものとする。  
イ 介護保険料、ロ 居室料、ハ 食材料費、ニ 光熱費は以下の通りとする。

要介護度	介護保険(1割負担の場合) 自己負担額						居室料	食材料費 (内税)	光熱費等 (内税)	合計 (30日として)	
	認知症対応型共同生活介護		加算I 医療連携体制	加算I 認知症専門ケア	提供体制 加算III	処遇改善 加算I					特定 II 認知症 対応 改善 加算
	月額 (30日)	月額 (30日)	月額 (30日)	月額 (30日)	月額 (30日)	月額 (30日)					
要支援2	748円	22,440円	1,170円	90円	180円	2,521円	522円	25,000円	【30日分】 朝330円 昼400円 おやつ90円 夕400円	16,000円	103,353円
要介護1	752円	22,560円				2,664円	552円				104,816円
要介護2	787円	23,610円				2,781円	576円				106,007円
要介護3	811円	24,330円				2,860円	593円				106,823円
要介護4	827円	24,810円				2,914円	604円				107,368円
要介護5	844円	25,320円				2,970円	615円				107,945円

- 3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。
- 4 利用料の支払いは、現金、銀行口座振り込みにより指定期日までに受ける。
- 5 介護保険の給付に関わるサービスのご利用がない場合、また退居事由が発生した場合に於いても、契約されたお部屋に荷物が占有されている間は ロ 居室料、ニ 管理費を利用者が負担するものとする。

## 第12条 入居に当たっての留意事項

- 1 利用者は、入居に当たって、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 面会・面会や宿泊は自由とするが、職員に届けること。
  - (2) 外出、外泊・外出、外泊は事前に行き先と帰着時間を職員に届け出ること。
  - (3) 原則として喫煙、飲酒は禁止とする。
  - (4) 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないこと。

## 第13条 認知症対応型共同生活介護計画

- 1 認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加、機会の提供等により、利用者の多様な生活の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
- 7 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

## 第14条 個人情報の保護

- 1 利用者の個人情報を含む認知症対応型共同生活介護計画書・介護予防計画書各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

## 第15条 秘密保持

- 1 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

## 第16条 身体拘束等の禁止

- 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制

限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、できる限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了承を得るものとする。

#### **第17条 虐待の防止**

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。  
虐待を防止するための従業員に対する研修を実施する。
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整える。
- 3 その他虐待防止のために必要な措置をとる。
- 4 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

#### **第18条 苦情処理**

- 1 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提出した認知症対応型共同生活介護・介護予防に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### **第19条 事故発生時の対応**

- 1 利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が生じた場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じる。

## 第20条 衛生管理

- 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

## 第21条 緊急時における対応

- 1 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連携などの処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた医療機関に連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

## 第22条 非常災害対策

- 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防災管理者は日常的に具体的な対策方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 事業所は、消防計画などの防災計画に基づき、年2回以上、避難・供出訓練を行う。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防災管理者が立ち会う。

## 第23条 運営推進会議

- 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杵築市役所職員とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

## 第24条 記録の整備

- 1 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

## 第25条 その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、

業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修年1回以上
  - (3) その他の研修随時
- 2 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを掲示する。
  - 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
  - 4 認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込書及びその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
  - 5 事業所は、認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供を求められた場合は、その者の提示する保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
  - 6 事業所は前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
  - 7 認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護・介護予防の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不意な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付しての旨を関係市町村に通知するものとする。
  - 8 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、グループホームおたの郷の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成18年1月8日から施行する。

- |    |       |     |           |
|----|-------|-----|-----------|
| 変更 | 平成20年 | 4月  | 1日から施行する。 |
| 変更 | 平成21年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 変更 | 平成23年 | 4月  | 1日から施行する。 |
| 変更 | 平成25年 | 4月  | 1日から施行する。 |
| 変更 | 平成28年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 変更 | 平成31年 | 4月  | 1日から施行する。 |
| 変更 | 令和元年  | 10月 | 1日から施行する。 |
| 変更 | 令和4年  | 4月  | 1日から施行する。 |